



老振発0330第10号
平成24年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する
手数料について

「介護サービス情報の公表」制度は、都道府県の自治事務であり、都道府県は、本制度を円滑かつ継続的に運営するための費用を適切に確保する必要がある。また、本制度に係る費用のうち、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（以下、「介護保険法」という。）第115条の36第1項に規定する調査事務（以下、「調査事務」という。）及び第115条の42第1項に規定する情報公表事務（以下、「情報公表事務」という。）に係る費用については、地方自治法の規定に基づいて、介護サービス事業者から徴収する手数料を充てることができるものである。都道府県は、本制度全体の運営費を適切に見込むとともに、手数料を徴収する場合は、別紙「「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針」を参考とし、本制度の運営に係る費用を適切に確保されたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものであり、具体的な算定方法、徴収方法等については、各都道府県の実情に応じて適切に施行される必要があることを念のため申し添える。

また、本通知の施行に伴い「「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について」（平成18年3月31日老振発第0331012号厚生労働省老健局振興課長通知）は廃止する。